

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年3月29日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第8号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和49年北上地区消防組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料月額の端数計算)</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給与条例第5条の2第2項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間)とする。</p>	<p>(給料月額の端数計算)</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給与条例第5条の2第2項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(地域手当の支給)</u></p> <p><u>第7条の2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間)とする。</p>

2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第2条 北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（自動車等使用者の手当の支給額）</p> <p>第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の</p>	<p>（自動車等使用者の手当の支給額）</p> <p>第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の</p>

1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条第2項に規定する再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(22) [略]

(支給単位期間)

第15条の3 [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2)～(5) [略]

様式第2号(第4条関係) (第一面)  
通勤手当認定簿

[略]

1の距離)の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額(給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(22) [略]

(支給単位期間)

第15条の3 [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2)～(5) [略]

様式第2号(第4条関係) (第一面)  
通勤手当認定簿

[略]

[略]

(第二面)

[略]

決 定 事 項	給与条例第29条第1項（給与条例等第24条第1項）の該当・非該当	[略]
	<input type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 規則第5条） <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 交通用具使用 <input type="checkbox"/> <u>再任用短時間勤務職員</u> （通勤所要回数 回） <input type="checkbox"/> 併用（規則第7条の4） <input type="checkbox"/> <u>再任用短期時間勤務職員</u> （通勤所要回数 回） 規則第7条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 高速自動車国道利用 <input type="checkbox"/> 非該当 理由	

[略]

[略]

(第二面)

[略]

決 定 事 項	給与条例第29条第1項（給与条例等第24条第1項）の該当・非該当	[略]
	<input type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 規則第5条） <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 交通用具使用 <input type="checkbox"/> <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> （通勤所要回数 回） <input type="checkbox"/> 併用（規則第7条の4） <input type="checkbox"/> <u>定年前再任用短期時間勤務職員</u> （通勤所要回数 回） 規則第7条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 高速自動車国道利用 <input type="checkbox"/> 非該当 理由	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上地区消防組合職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第3条 北上地区消防組合職員の退職管理に関する規則（平成28年北上地区消防組合規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第5条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 北上地区消防組合の <u>再任用職員</u> として採用された場合	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第5条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 北上地区消防組合の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> （地方

(3) [略]	<u>公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）</u> として採用された場合 (3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）とみなして、第3条の規定による改正後の北上地区消防組合職員の退職管理に関する規則（以下この項及び次項において「新退職管理に関する規則」という。）の規定を適用する。この場合において、新退職管理に関する規則中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新退職管理に関する規則第5条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則、第2条の規定による改正後の北上地区消防組合の通勤手当に関する規則の規定を適用する。